	第5回　定例総会議事録
1．日　時	令和3年8月11日（水）午後2時15分招集
2．場　所	大分市役所　本庁舎8階　大会議室
3．出席委員 14名	1番　朝来野　清　　2番　阿部　清　　3番　大野　功二 4番　平山　孝行　　5番　得丸　芳昭　　6番　齊藤　耕一 7番　秋吉　和行　　8番　加藤　隆生　　9番　齊木　清範 10番　長尾　栄作　　11番　脇　文夫　　12番　筒井　昌一 13番　二宮　ナミ子　14番　中園　公雄
４．欠席委員 なし	
５．事務局	事務局職員　4名
事務局	ただいまより第５回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第5回定例総会を開催いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし

議長	それでは、議事録署名委員に11番の脇委員、12番の筒井委員、書記は事務局の渡邉さんにお願いします。 まず、1ページ　第1号議案　農地法第3条許可申請　1番の審議を行う前に、関連する第6号議案　農地所有適格法人の認定について審議します。19ページについて事務局から説明してください。
事務局	当該法人の事業内容としては、農業関連事業としてニラを中心とした農畜産物の生産、販売を行っています。農業以外の事業としては酒類の販売等を行っております。株式会社ではありますが、公開会社ではないということで1番の法人形態要件は満たしています。2番の事業要件については、農業関連事業が売上の過半を占めており、要件を満たしています。次に3番の構成員要件については、農業又は関連事業に常時従事する者が議決権数の全てを持っているため、要件を満たしています。最後に4番の業務執行役員要件についてですが、業務執行役員5名の内、年間の農作業従事日数が150日を超える方が過半を占めるため、要件を満たしています。以上のことから、地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく認定相当との意見でした。
議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第6号議案について採決します。 第6号議案について認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第6号議案は認定します。 戻りまして、1ページ　第1号議案　農地法第3条許可申請　1番につい

	て、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部付属病院より北東に約1.1km の距離に位置した農地であり、現地は背丈程の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は農地所有適格法人の認定を同時申請しており、申請地において二ラを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、軽トラック、１ｔトラックを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約236a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2ページ　1番は、14ページ　第4号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農地利用集積計画のための審議　1番と関連がありますので、大南地区の委員さんは一括して現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	まずは、2ページから報告します。 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校より南東に約150m の距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えており、一部にカボス、カキが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてカボス、カキを栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕運機、籾摺り機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時申請

	分を併せて約36a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で許可相当との意見でした。 続きまして14ページについて報告します。 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野中学校より南東に約680m の距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地において水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕運機、籾摺り機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は3条同時申請分を併せて約36a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3ページ　1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番中園委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立佐賀関中学校より西に約1.9km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてレモンを栽培予定です。農機具は草刈機を3台所有しており、耕運機、農薬散布機を各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約20a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番中園委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立佐賀関中学校より南西に約2.8km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理された状態でした。なお、申請地は空き家に付属した農地として指定済です。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてミカン、カボス、カキ、イチジク、ジャガイモを栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約5a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、4ページ　3番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番中園委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、一尺屋連絡所より北に、2筆は約400m、1筆は約230mの距離に位置した農地であり、現地の2筆は保全管理の状態、1筆は腰高程度の雑草が生えており、一部にミカン、ビワが植えられていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてミ

	カン、ビワを栽培予定です。農機具はユンボを1台、耕運機、チェーンソーを各2台、噴霧器、草刈機を各4台所有しており、トラクターを1台購入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約66a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、5ページ　1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番二宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分上野丘高等学校の西へ約1km の距離に位置した農地であり、現地はサトイモ、ヤマイモ、カキ、イチジクが栽培されており、一部は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてミカン、クリ、スモモ、カキ、イチジクを栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機、田植機、動力噴霧器、ユンボを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約100a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、5ページ　2番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

13番二宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流広場の北西へ約400m の距離に位置した農地であり、現地は雑木、雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において養鶏を営む予定です。農機具は軽トラック、草刈機を各2台、鶏舎を1棟所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約91a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、6ページ　農地法第4条許可申請　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校の南西に約1.5km の距離に位置した農地であり、現地は既に進入路及び駐車場用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、進入路及び駐車場用地として利用するものですが、既に転用済みのため、始末書提出済みです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ、7ページ　農地法第5条許可申請　1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬小学校の北東に約800m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番斎藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターの南西に約1km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、一般住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、8ページ　3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県大分家畜保健衛生所の南西に約550m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、4番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県大分家畜保健衛生所の北西に約230m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、市街化調整区域内のおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、且つその区域の形状、傾斜等が高性能農業用機械による営農に適したものであるため、甲種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意

	見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次は9ページですが1番と２番について、事務局より説明してください。
事務局	9ページの１番、2番は譲受人が同一の案件となっておりますが、大南地区審議会で審議いただく前に、申請者より申請内容の一部に不備があり、未だ調整ができていないため取り下げたいとの申出がありました。そのため、今回は審議対象から削除することとなりましたので、ご報告いたします。
議長	それでは、9ページ　１番と2番は議案から削除することとします。 次に、10ページ　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校の南西に約1.5km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。 続きまして、11ページ　第2号議案　農地競売・公売買受適格証明願について審議します。1番と2番は関連がありますので、大南地区の委員さんは一括して現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	まずは1番から報告します。 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校より北に約1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてジャガイモ、キュウリ、ピーマンを栽培予定です。農機具は草刈機、管理機を各1台借用予定です。なお、契約成立後の経営面積は農地競売・公売買受適格証明願2番と合わせて約38a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 次に2番を報告します。 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校より北に約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてトマトを栽培予定です。農機具は草刈機、管理機を各1台借用予定です。なお、契約成立後の経営面積は農地競売・公売買受適格証明願1番と合わせて約38a と

	なります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について、証明を発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第2号議案は証明の発行を承認することといたします。 続きまして、12ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 1番について植田地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より南西へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では水稲、麦を栽培します。農機具はコンバインを1台所有、田植機を2台、トラクターを3台借用しています。利用権設定後の経営面積は約988a となります。 地区審議会で審議したところ、すべて項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番秋吉委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原中学校より南西へ約3kmの距離に位置した農地であり、現地は大豆が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では飼料作物を栽培します。農機具はトラクターを4台、モア、レーキ、ロールベーラ、ラップ機、ボブキャットを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約1,075a となります。 地区審議会で審議したところ、すべて項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 続きまして、13ページ　第4号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。

	1番について野津原地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番斎藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより南へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は水稲が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地で水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機を各1台、草刈機を2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約244a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の2番は関連する非農地決定の取消の審議を先に行います。23ページ　第8号議案　荒廃農地の発生・解消状況調査に係る非農地決定の取消　1番について、事務局より報告してください。
事務局	当該農地は、13ページ　2番の利用権設定の申請地でもあります。土地の表示、所有者等については議案の通りです。平成20年の荒廃農地の発生・解消状況調査において非農地決定をした経緯がありますが、現状は水稲が植えられていました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地取消相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、第8号議案について採決します。 第8号議案について、非農地決定の取消とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第8号議案は非農地決定の取消といたします。 戻りまして、13ページ　2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立田尻小学校より南西へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地で水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、トラックを各1台、草刈機を2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約21a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の14ページ　1番は第1号議案に関連して報告をいただいていますので、15ページ　1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

14番中園委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より南へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地で水稲を栽培予定です。農機具は乾燥機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、籾摺り機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約154a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、16ページ　2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番中園委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地の内1筆は、大分市立佐賀関中学校より南西へ約2.7kmの距離に位置した農地であり、現地はナス等の野菜が栽培され、3筆は大分市立神崎小中学校より南へ約1.3ｋｍの距離に位置した農地であり、オクラ、ニガウリ等の野菜が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では季節野菜を栽培します。農機具は草刈機を4台、管理機を3台、トラクターを2台、耕運機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約23a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、第4号議案について採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第4号議案は承認いたします。 次に、17ページからの　第5号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。
事務局	17ページ　1番についてご説明します。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は駅区地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、麦を栽培する農業者で、申請地では水稲、麦の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約199a となります。地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の18ページ　1番は平山委員の案件が含まれていますので、平山委員さんは一旦退室をお願いします。 （平山委員　退室）

議長	では、事務局より説明をお願いします。
事務局	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。再設定の案件であり、権利についても、これまでと同様の権利設定となっています。地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、18ページ　1番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、18ページ　1番は承認することとします。 では、平山委員さんは着席をお願いします。 （平山委員着席）
議長	では、引き続いて、採決した18ページ　1番を除く、第5号議案について採決します。 第5号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第5号議案は承認いたします。 19ページ　第6号議案は審議・採決をしていますので、20ページ　第7

	号議案　非農地証明願　1番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人については議案の通りです。証明内容は昭和45年頃より耕作放棄により山林化したとのことです。現地調査報告です。申請地は、道の駅のつはるより1筆は北へ約300m、もう1筆は北西へ約350mに位置した農地であり、現地は山林化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人については議案の通りです。証明内容は平成元年頃より耕作放棄により原野化したとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原中学校より東へ約180mに位置した農地であり、現地は原野化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ21ページ　1番について事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人については議案の通りです。証明内容は平成23年頃より耕作放棄により原野化したとのことです。現地調査報告です。申請地

	は、大分市立戸次小学校より東へ約1.5kmに位置した農地であり、現地は原野化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、22ページ　1番について事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人については議案の通りです。証明内容は昭和59年頃より進入路及び宅地として、また、平成9年頃より農業用倉庫として利用していたとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立川添小学校より南へ約360mに位置した農地であり、現地は進入路及び宅地、農業用倉庫として利用されていました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第7号議案について採決します。 第7号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第7号議案は非農地決定します。

	次の、23ページ　第8号議案は、第4号議案に関連して審議・採決をしていますので、24ページ　第9号議案　空き家に付属した農地指定の解除について審議します。説明は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、所有者等については議案の通りです。当該農地は令和3年3月９日の定例総会において、空き家に付属した農地に指定したものです。解除の理由です。当該農地に付随する空き家を取得する者が譲受人となる農地法第3条許可申請がなされ、先ほどの審議で許可することとされています。 地区審議会で審議していただいたところ、解除相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第9号議案について採決します。 第9号議案について、指定を解除することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第9号議案は空き家に付属した農地指定を解除することとします。 次の25ページからは第10号議案　報告事項ですので、事務局から報告をお願いします。
事務局	25ページから26ページは農地法第3条の3届出で、相続により農地を取得したという届出が2件出ています。次は27ページから28ページです。農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域の農地を所有者が転用したという届出が8件出ています。続いて29ページから33ページです。農地

	法第5条第1項第7号届出で、市街化区域の農地で権利移動を伴う転用の届出が46件出ています。最後に34ページから35ページです。認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書が2件出ています。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。
事務局	特にありません。
議長	なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。これで定例総会を閉会します。